キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	45,653
人件費支出	△	53,605
その他の業務支出	△	4,626
運営費交付金収入		36,162
授業料収入		7,677
入学金収入		675
検定料収入		257
附属病院収入		37,206
受託研究収入		11,476
共同研究収入		3,148
受託事業等収入		1,150
補助金等収入		9,999
寄附金収入		3,300
研究関連等収入		1,499
科学研究費助成事業等預り金の増加		92
その他収入		2,433
小計		11,195
業務活動によるキャッシュ・フロー		11,195
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	27,491
有価証券の償還による収入		26,010
定期預金の預入による支出	△	35,350
定期預金の払戻による収入		27,850
有形固定資産の取得による支出	△	8,419
有形固定資産の除却による支出	△	170
無形固定資産の取得による支出	△	266
施設費による収入		2,220
金銭信託の取得による支出	△	1,000
小計	△	16,617
利息及び配当金の受取額		62
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	16,554
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
国立大学法人等債の発行による収入		3,370
リース債務の返済による支出	△	1,168
国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出	△	213
小計		1,987
利息の支払額	△	43
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,944
Ⅳ　資金に係る換算差額		0
Ⅴ　資金減少額	△	3,414
Ⅵ　資金期首残高		14,576
Ⅶ　資金期末残高		11,161

損失の処理に関する書類

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失			△	105
当期総損失	△	105		
Ⅱ　損失処理額				
前中期目標期間繰越積立金取崩額	△	105	△	105
Ⅲ　次期繰越欠損金				—

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省が指定する特別運営費交付金の一部、特殊要因運営費交付金及び補正予算により措置された運営費交付金については、業務達成基準または費用進行基準を採用しております。

また、運営費交付金債務の収益化の基準（平成16年12月21日総長裁定）に基づき、一般運営費交付金のうち、事業の達成すべき成果及び達成度に対応する予算の執行計画が定められた事業であり総長が認めたものについては、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～75年
工具器具備品	２～20年
船舶	２～14年

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については当該研究のみで使用する場合は研究期間で減価償却しておりますが、研究期間終了後も使用する予定の場合は、法定耐用年数で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準　第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準　第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しております。